

(仮) みよし男女共同参画プラン「パートナー」2024－2033 の概要について

1 プラン策定の趣旨

21世紀の我が国の最重要課題である男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性や子どもを含めたすべての人にとって暮らしやすい社会です。

国においては、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成 12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、新たに SDGs(持続可能な開発)の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2(2020)年策定)に基づく取組が進められています。

また、愛知県においても令和3(2021)年3月に「あいち男女共同参画プラン 2025」が策定されるなど、国、愛知県ともに新たな計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が総合的かつ計画的に行われています。

本市では、平成 15(2003)年に「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの啓発や環境の整備など、各種施策を計画的に進めてきました。

その結果、男女共同参画に対する意識や理解は高まっているものの、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)は、家庭や職場、地域などをはじめとするあらゆる場において、根強く残っています。さらにはDVや各種ハラスメント、性の多様性などの人権を侵害する問題に加えて、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会経済活動に大きな影響を与えました。特に雇用の悪化や子育て負担など、女性に強く影響を及ぼしており、様々な困難や不安を抱える女性に配慮した支援が必要となるなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

このように社会情勢が大きく変化する中、本市においても現行のプランが令和5(2023)年度末で終了することから、国や愛知県の動向や社会状況を鑑み、今後さらなる男女共同参画社会を目指していく必要があります。

そのため、本プランでは、前プランの取組みとその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり、性別、年齢、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指すための総合的な指針として、「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2024-2033」を策定します。

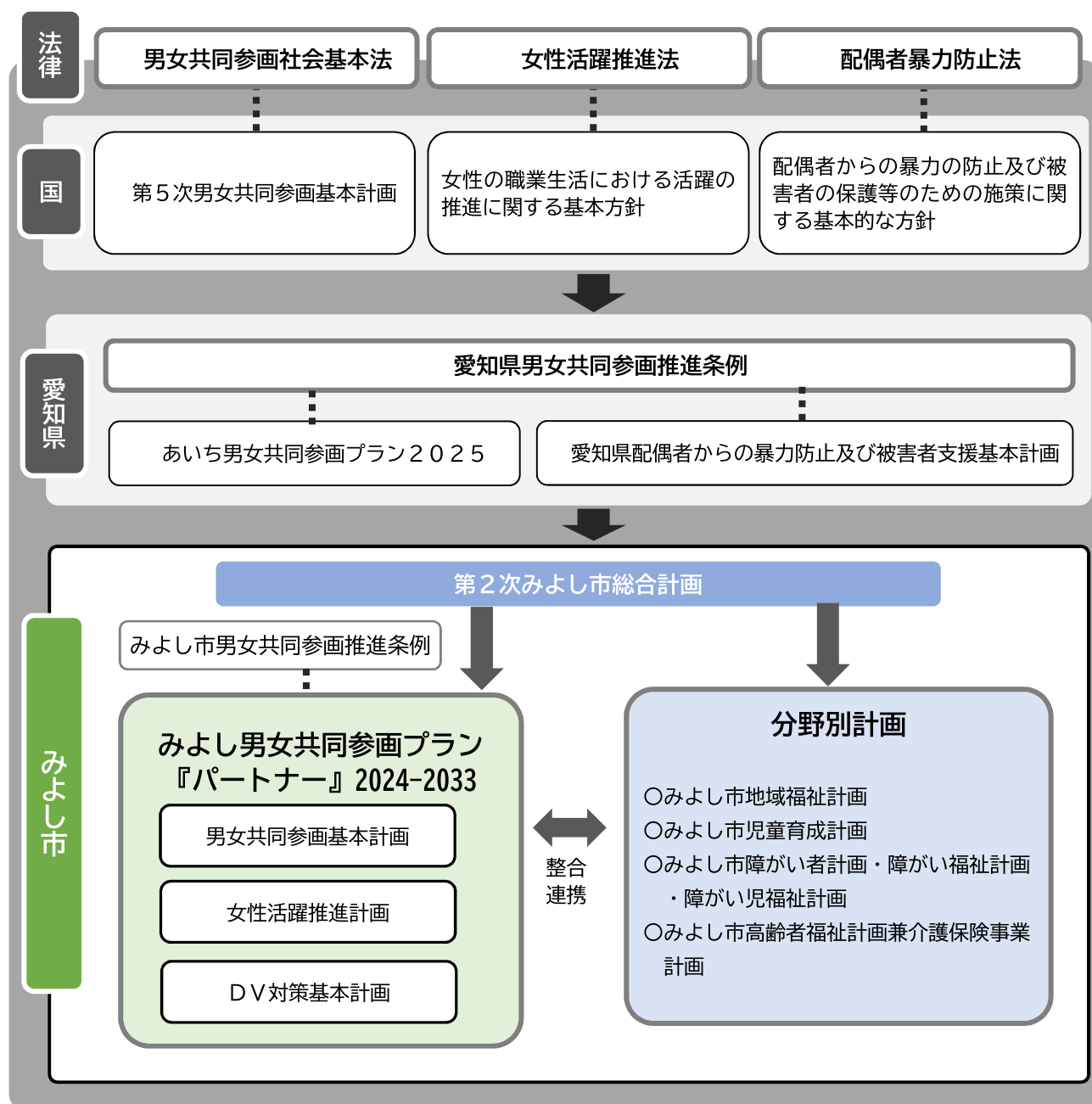
2 プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和6(2024)年度～令和 15(2033)年度までの 10 年間とします。ただし、令和 10(2028)年度において中間見直しをするほか、国や愛知県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために必要が生じた場合は、プランの見直しを行います。

3 プランの性格・位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「みよし市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画です。
- 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2025」及び「第2次みよし市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。
- 本プランは、「第2次みよし市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を図りながら策定します。
- 本プランを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- 本プランを、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

【計画の位置づけ】



4 アンケート結果及び統計資料からみる、みよし市の現状と課題

プランの見直しにあたり、みよし市における男女共同参画に関する現状と市民の意識を把握し、プランに反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	みよし市内在住の 16 歳以上の男女各 500 名
抽出方法	住民基本台帳より、年代別・地域別で無作為抽出
調査方法	郵送による調査票の配布、回収は郵送方式及び WEB 回答方式
調査期間	令和 4 年 10 月 1 日（土）から令和 4 年 10 月 31 日（月）まで

■配布回収数

配布数	有効回収数			有効回収率
	郵送	WEB	計	
1,000	279	113	392	39.2%

※有効回収数は、回収されたが記入のない調査票を除いて集計した数。（無効票1票）

※アンケート調査は、回収率向上のため郵送調査に加え、WEB 調査を併用した。

現状1 固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っている

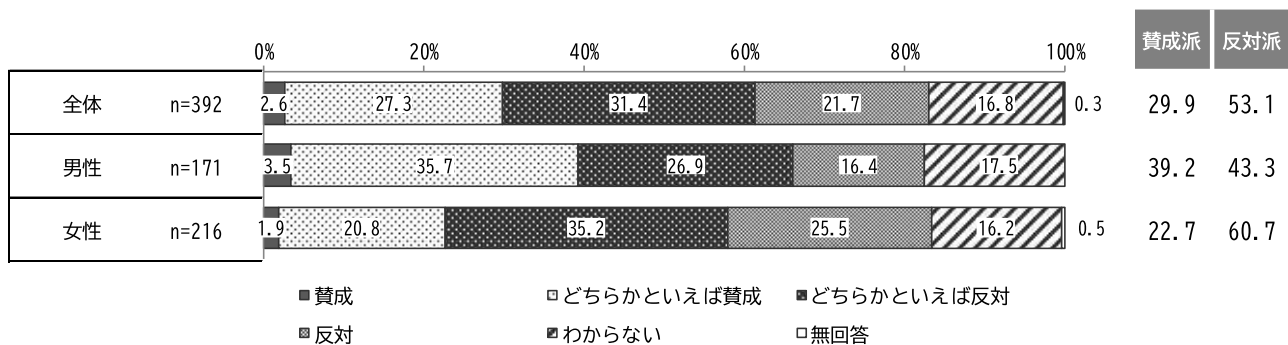
課題1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、全体では“反対派”（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が半数以上を占めているものの、性別で見ると、女性では“反対派”が約6割を占めているのに対し、男性では“賛成派”と“反対派”が拮抗しており、男女間での認識の差がみられます。

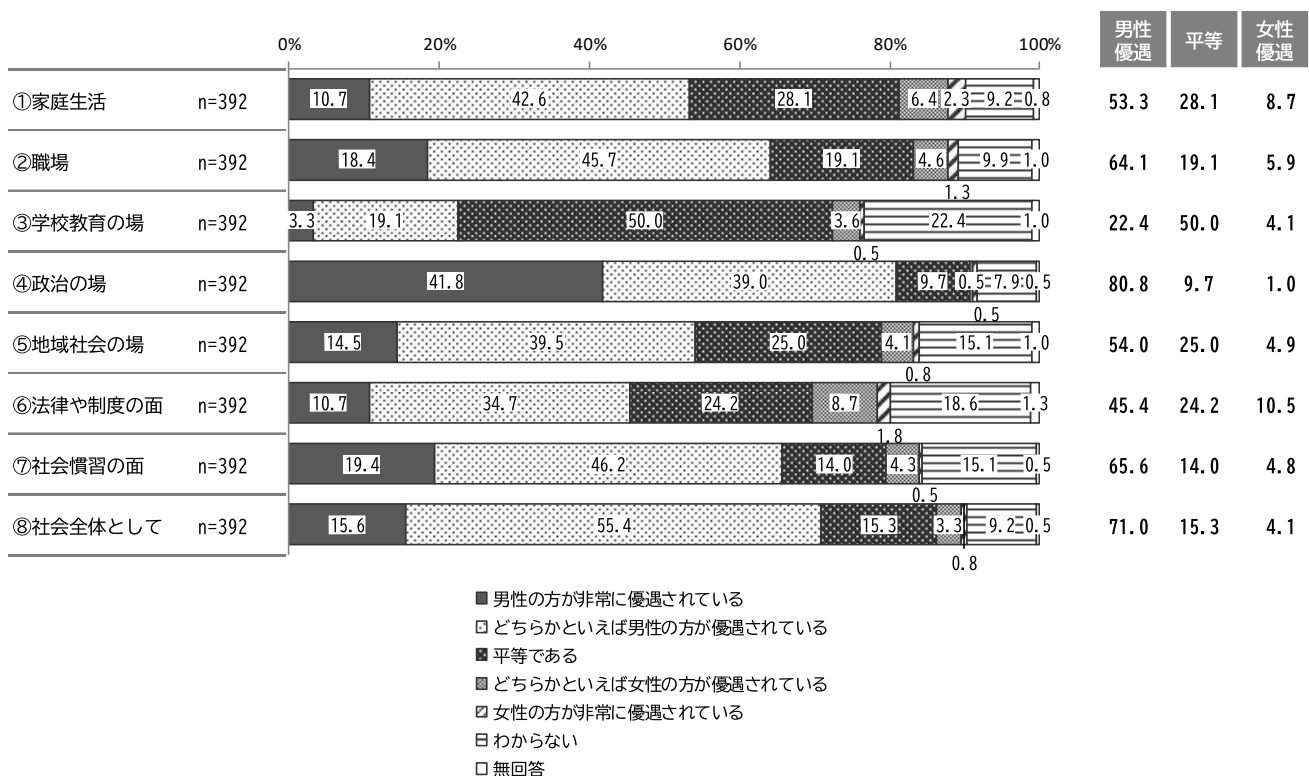
また、男女の地位の平等感については、社会のあらゆる分野において“男性のほうが優遇されている”という意識が強く、年代別で見ると、多くの場面で「年代が上がるにつれ“男性のほうが優遇されている”」と感じる割合が高い傾向にあり、逆に若い年代ほど平等感が高くなっている傾向にあります。

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、家庭、職場、地域などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発を今後も継続して行っていく必要があります。

図表 1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（アンケート調査結果より）



図表 2 男女の地位の平等感について（アンケート調査結果より）



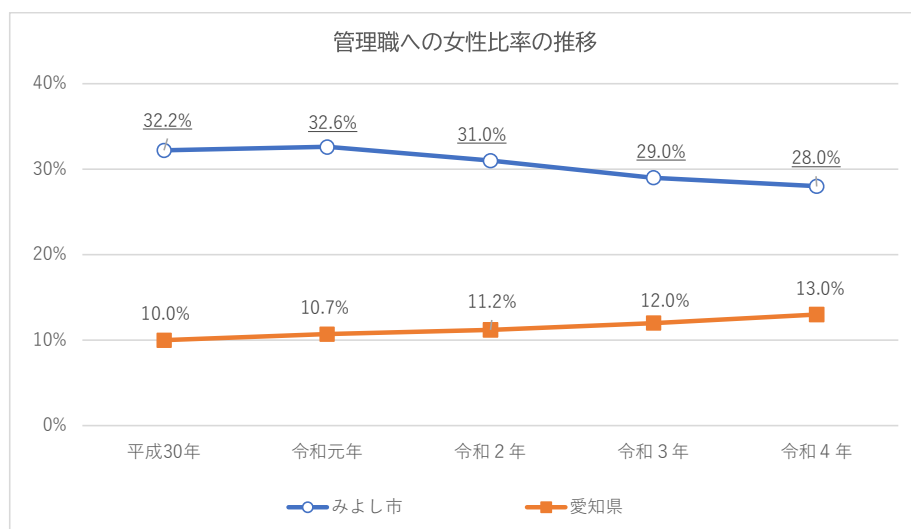
現状２ あらゆる分野での女性の活躍が求められる

課題２ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性の就労継続環境の整備

本市の一般行政における管理職の女性比率は 30%前後で推移しており、令和4年4月1日現在では 28.0%と愛知県の数値を大きく上回っています。また、令和5年4月の市議会選挙においても、女性議員が5名(25.0%)当選するなど、女性の参画が進んでいます。

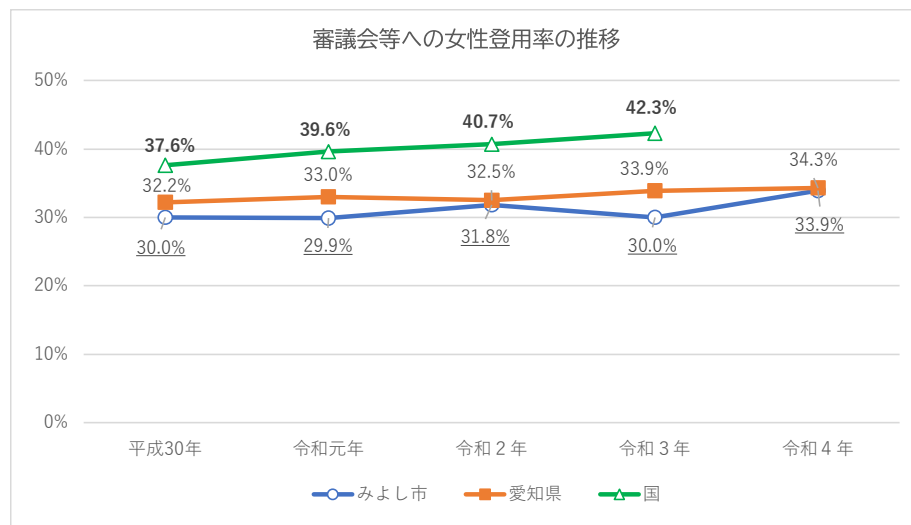
一方で、本市の審議会等における女性委員の登用状況は、令和4年では 33.9%となっており、過去 5 年間では国や愛知県と比べてやや低い水準で推移しています。今後あらゆる分野において、より一層の活躍推進に向けた環境整備が求められています。

図表 3 管理職への女性比率の推移



資料：＜みよし市＞地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（4月1日現在）
＜愛知県＞男女共同参画に関する年次報告

図表 4 審議会等への女性の登用率の推移

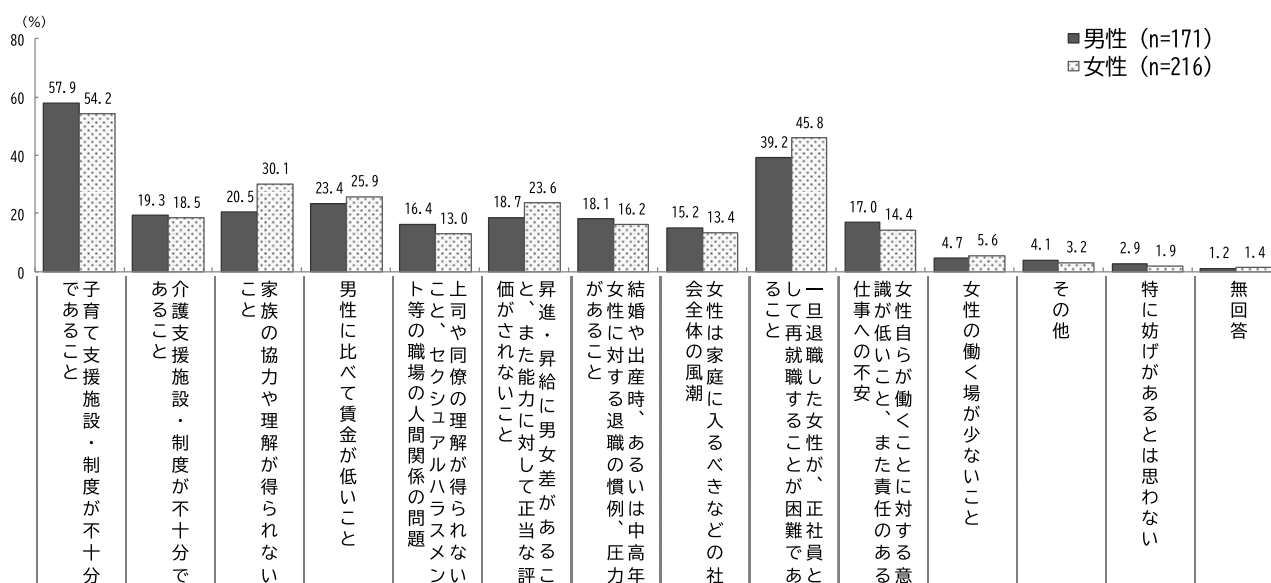


資料：国：男女共同参画白書（9月1日現在） ※国の令和4年は未公表のため空欄
愛知県：男女共同参画に関する年次報告（4月1日現在）
みよし市：地方公共団体における男女共同参画（各年4月1日現在）

また、女性の就労をめぐる環境をみると、出産を機に退職している女性が多く、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

女性が仕事を続けていく上で妨げとなっていることについては、男女ともに「子育て支援施設・制度が不十分であること」「一旦退職した女性が、正社員として再就職することが困難であること」の2つが上位にあげられています。また、「家族の協力や理解が得られないこと」(男性 20.5%、女性 30.1%)では9.6ポイント、女性が男性を上回っており、男女間でも意識に差がみられました。このように、育児や介護への理解や、個々の事情に応じて柔軟な働き方を選択できるような環境づくりが求められています。

図表 5 女性が仕事を続けていく上で、妨げになっているもの(アンケート調査結果より)



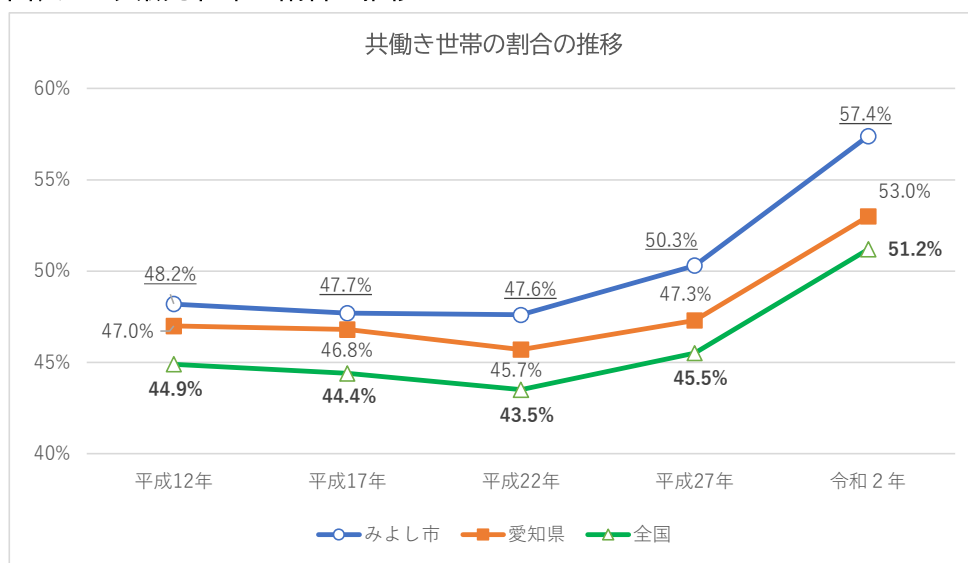
現状3 男性の家事や育児など家庭への参画が進んでいない

課題3 男性が仕事と家庭を両立することができる環境の整備

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、全国的に共働き世帯は増加する傾向にあり、本市においても全国や愛知県平均を上回る水準で推移しています。

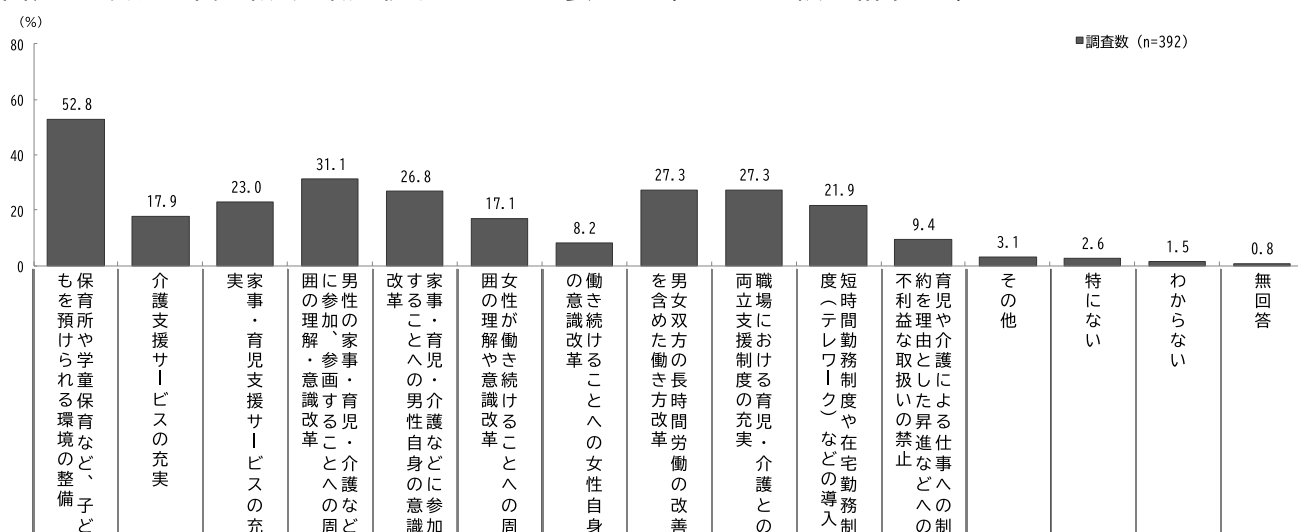
男女が離職せず同じ職場に働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童保育など、子どもを預けられる環境の整備」などの子育て支援の充実に加えて、「男性の家事・育児・介護などに参加、参画することへの周囲の理解・意識改革」「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」など、保育環境の整備と、男性の意識改革や職場の理解など、環境面の整備と意識面の改革を進めていく必要があります。

図表 6 共働き世帯の割合の推移



資料：国勢調査（10月1日現在）

図表 7 男女が同じ職場で働き続けるために必要なこと（アンケート調査結果より）

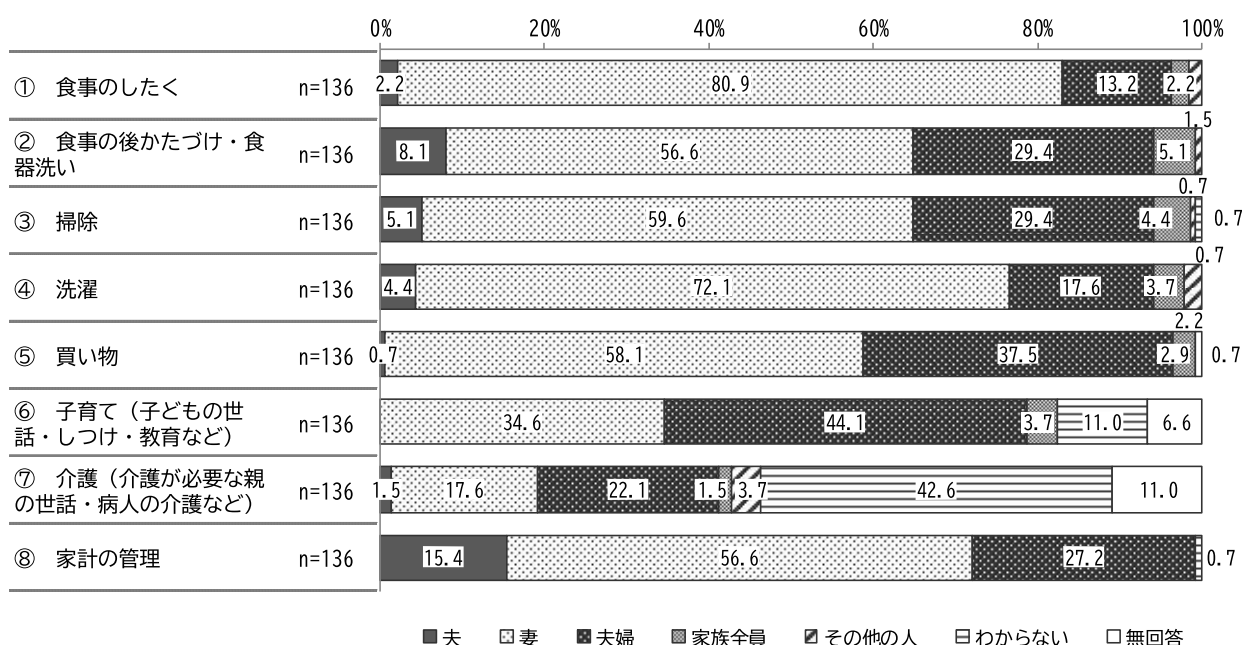


家庭内の役割分担の状況を見ると、「①食事のしたく」や「②食事の後かたづけ・食器洗い」、「③掃除」「④洗濯」といった、いわゆる家事については、共働き、共働き以外ともに大きな変化は見られません。年代別では、30 代以下の若い年代ほど、いわゆる家事を夫婦で行っている割合が平均より高い傾向にあるのに対し、40 代以上では低くなっており、若い年代ほど男性の家庭への参画が進んでいる現状がうかがえます。

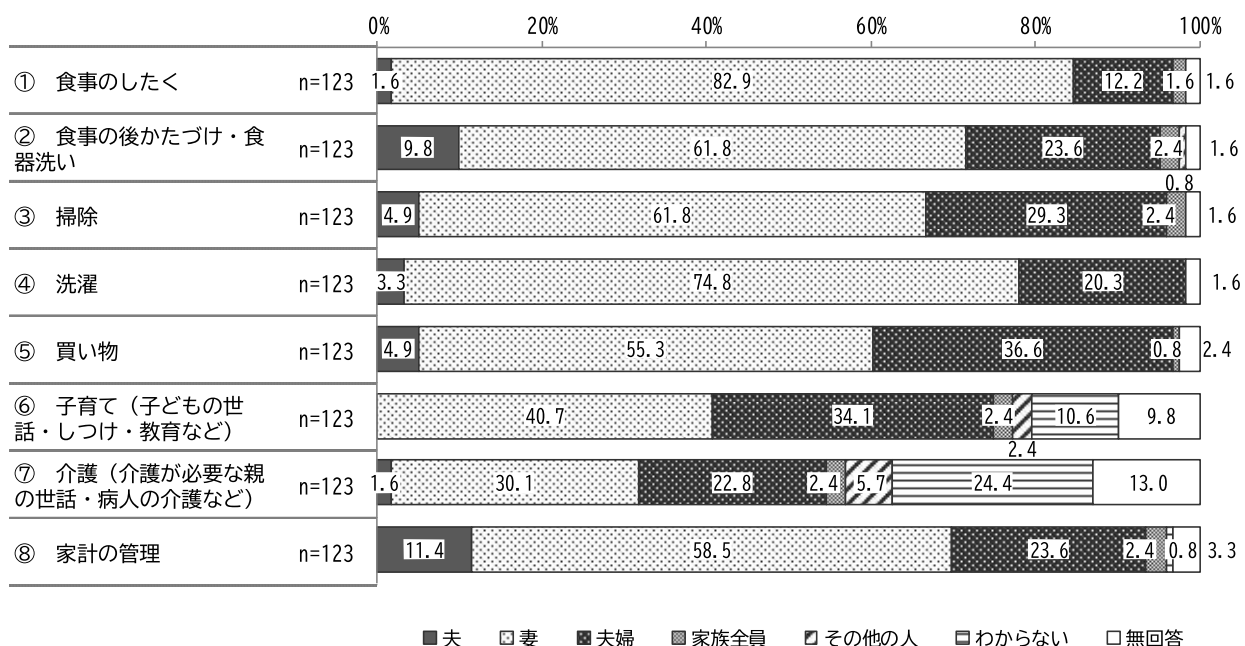
しかしながら、全体でみれば、女性の社会進出が増える中、妻の働き方に関係なく家事等の負担が女性に偏っている現状がうかがえることから、男性が家事・育児に積極的に参加できるような環境づくりに努める必要があります。

図表 8 家事の分担の状況について(アンケート調査結果より)

【共働き】



【共働き以外】

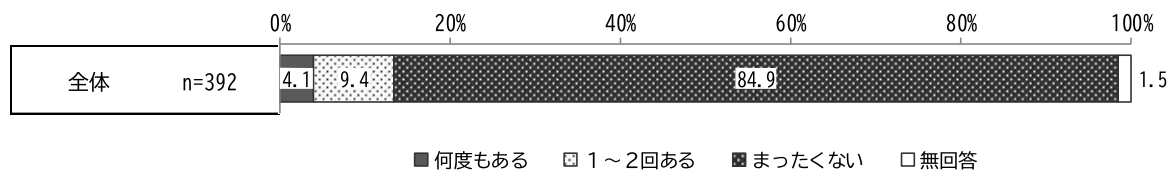


現状4 DVの被害を受けても相談しない人が多い

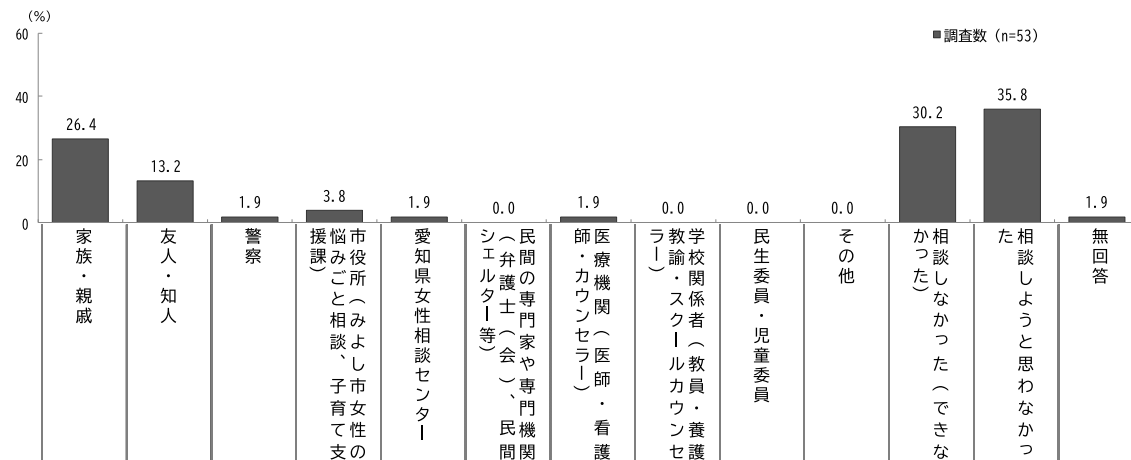
課題4 DV被害の防止や被害者支援の継続

DV にあった経験がある人は 13.5%と約7人に1人の割合となっており、DVの被害にあった際の相談については、「相談しなかった(できなかった)」(30.2%)、「相談しようと思わなかった」(35.8%)と、被害を受けても相談しない人が6割を超えている現状があります。また、被害にあっても相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」が 48.6%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が 45.7%となっており、自分が我慢すればすむ、自分が受けている暴力が DV であることを認識していないなど、相談をためらう被害者が多いという状況がうかがえます。そのため、被害者や周囲の人が相談しやすい環境の整備や相談先の周知などが求められています。

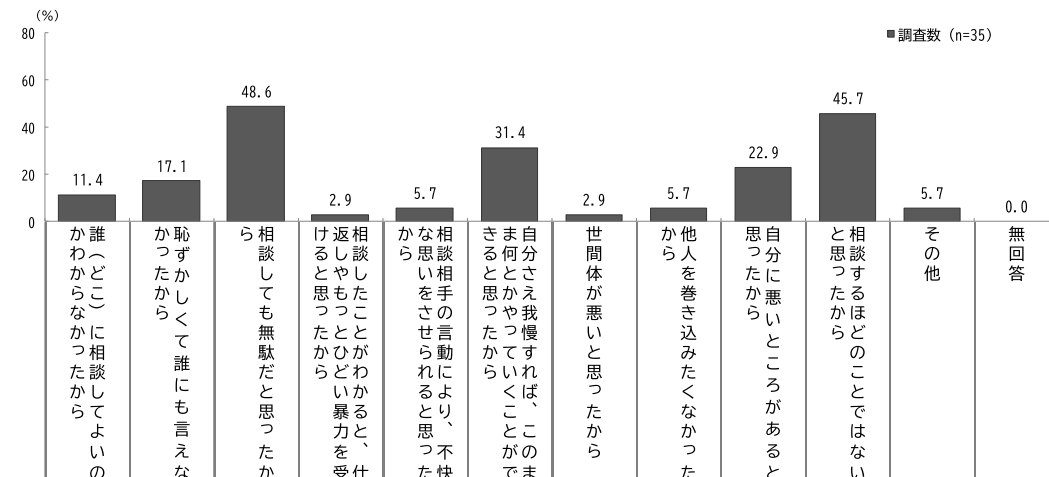
図表 9 DV を受けた経験(アンケート調査結果より)



図表 10 DV の被害にあった際の相談先(アンケート調査結果より)

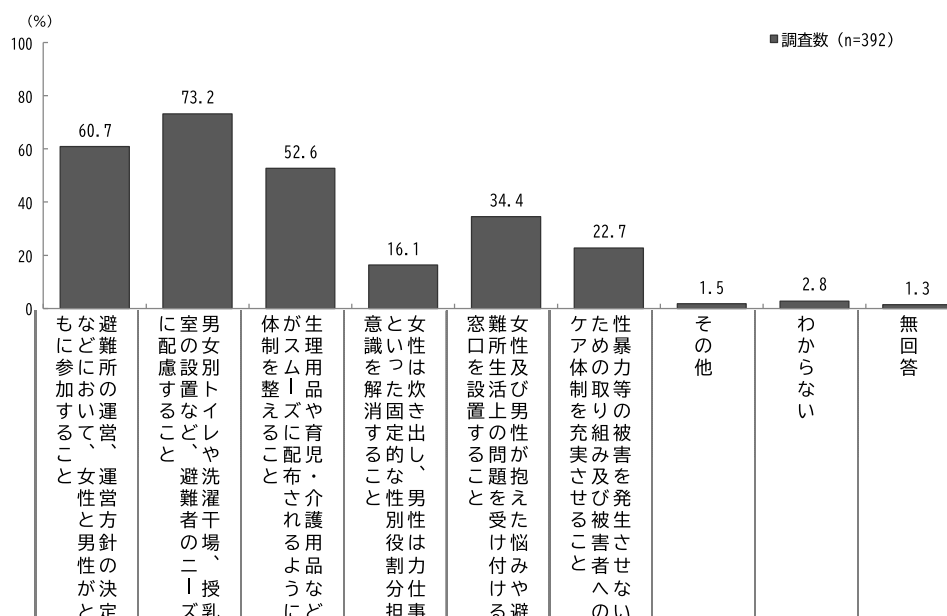


図表 11 相談しなかった理由(アンケート調査結果より)



課題5 女性の視点からの防災対策の充実

図表 12 災害時の避難所運営において、男女共同参画の視点から必要なこと(アンケート調査結果より)

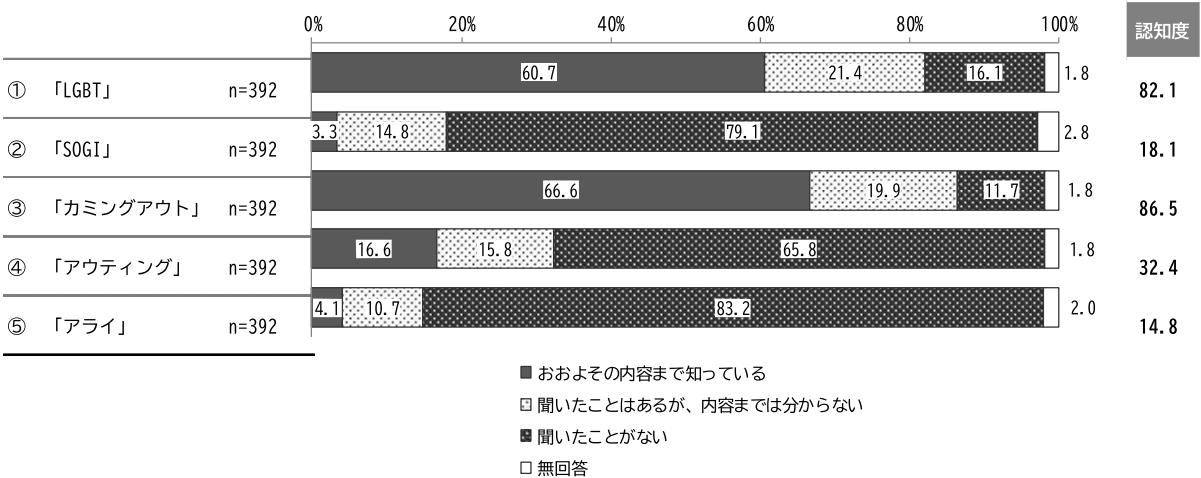


現状6 性の多様性の言葉の認知は進みつつあるものの、多様性を受け入れる環境にまでは至っていない

課題6 性の多様性を認め合う社会の実現

性の多様性の言葉の認知については、※「①LGBT」「③カミングアウト」の認知度は「おおよその内容まで知っている」「聞いたことはあるが、内容までは分からない」を合わせると8割を超え高くなっているものの、「おおよその内容まで知っている」は6割程度にとどまっています。また※「②SOGI」「④アウティング」「⑤アライ」の認知度は1～3割程度となっており、さらなる認知・理解を深めるような取り組みが求められています。

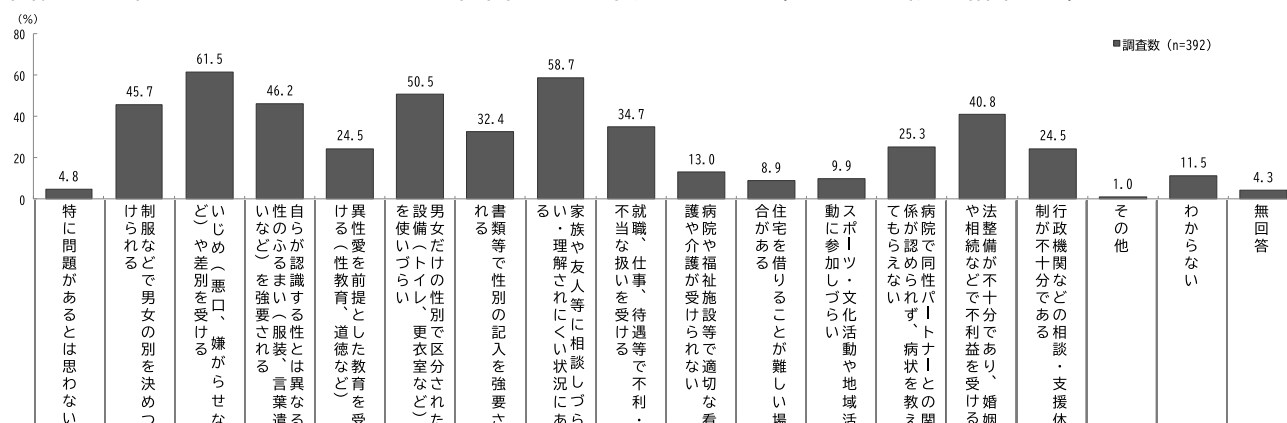
図表 13 性的マイノリティに関する言葉の認知度(アンケート調査結果より)



※LGBT:性的マイノリティの総称のひとつ
 カミングアウト:本人が自分の性的指向や性自認を表明すること
 SOGI: 性的少数者もそうでない人も含め、すべての人に関する属性や特徴のこと
 アウティング:本人の同意を得ずに、公にしている本人の性的指向や性自認の秘密を第三者に話してしまうこと
 アライ:多様な性のあり方を理解し応援する人

LGBT など性的マイノリティの方たちが直面している問題については、「いじめ(悪口、嫌がらせなど)や差別を受ける」「家族や友人等に相談しづらい・理解されにくい状況にある」などといった、性的マイノリティに対する偏見や人権侵害につながる様々な問題があると市民アンケート調査の結果からみられます。そのため、多様な人たちとの関わりの中で、互いに認め合うことができる社会の構築に努める必要があります。

図表 14 性的マイノリティの方たちが直面している問題について(アンケート調査結果より)



5 みよし市男女平等推進参画プラン体系(案)

現行プラン（令和元年度～令和5年度）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

- 1 啓発活動の強化推進
- 2 男女平等な教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 男女ともに多様な選択ができる環境づくり

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 地域活動における男女共同参画の推進
- 3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- 4 職場における男女平等の推進
- 5 女性への就業支援の推進

女性活躍推進計画

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らすための基盤づくり

- 1 様々な困難を抱える人への支援
- 2 こころと体の健康づくりの推進
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶(DV 防止対策基本計画)

基本目標Ⅳ プランの総合的な推進体制づくり

- 1 推進体制の整備・充実
- 2 役所内の意識・制度改革の推進



推進体制は計画の後半に章立てして入れます

近年の社会の動き

- 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」の採択(平成 27 年 国連)
- 「働き方改革実行計画」決定(平成 29 年 国)
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立(平成 30 年 国)
- 「政策概要:新型コロナウイルスの女性への影響」(令和 2 年 国連)
- 「育児・介護休業法」の改正(令和 4 年 国)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立(令和 4 年 国)
- パートナーシップ制度の導入自治体数 (2023 年4月1日時点 278 自治体:愛知県内 17 自治体)

国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年） 【現状と課題】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大と「新たな日常」への対応
- 2 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 3 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- 4 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- 5 デジタル化社会への対応(Society5.0)
- 6 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- 7 頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)
- 8 SDGsの達成に向けた世界的な潮流

あいち男女共同参画プラン 2025(令和3年) 【現状と課題】

- 固定的な性別役割分担意識が今もなお残っている
- 男女の地位の不平等感が依然として残っている
- 就業する女性が活躍できる環境が不十分である
- 女性に対する暴力や性犯罪が依然として多発している
- 新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した、女性に関する諸問題への対応が求められている

みよし市の課題

- ❶固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- ❷政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
女性の就労継続環境の整備
- ❸男性が仕事と家庭を両立することができる環境の整備
- ❹DV被害の防止や被害者支援の継続
- ❺女性の視点からの防災対策の充実
- ❻性の多様性を認め合う社会の実現

次期プラン（令和6年度～令和15年度）

課題1

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、全ての人が男女共同参画への理解を深め、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)を解消することが必要です。そのため、大人から子どもまですべての人が、あらゆる分野において男女平等意識を高めることができるよう、さらなる啓発活動の推進と学習機会の充実を図ります。

課題2、3

基本目標Ⅱ 誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、性別や年齢などにかかわらず、誰もが働き方や生き方を自由に選択し、様々な分野で個性や能力を発揮しながら自分らしい生活を送ることができる環境を整える必要があります。そのため、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる分野での女性活躍の推進、男性の家庭参画を促す環境整備などに努めます。

女性活躍推進計画

課題4、5

基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

私たちが生活する社会には、高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親世帯、外国人、暴力に苦しむ人などさまざまな理由で困難を抱え支援が必要な人がいます。性別、年齢、家庭環境、障がいの有無、人種などにかかわらず、誰もが健康で、自立し、安全に安心して暮らせるように個人の状況にも配慮した支援や環境の整備に努めます。

DV 防止対策基本計画

課題6

基本目標Ⅳ 多様性を認め合う社会づくり

性的少数者を含め、誰もが周囲の無理解や偏見、差別に苦しむことなく、人権を尊重し合い、多様性を理解し認め合うことができる社会を実現するために、人権意識の醸成や性の多様性に関する理解促進、教育機会の充実を図ります。

6 プランの体系の変更理由と重点ポイント

全体としての変更点：

- ① 現行計画から次期計画にすすめていくにあたり、基本目標をステップアップ
- ② 女性だけ、男性だけと性別にこだわらず、「誰もが」対象となるように
 - I 男女共同参画社会を目指す意識づくり ➡男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - II 男女ともに多様な選択ができる環境づくり➡誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり
 - III 健康で安心して暮らすための基盤づくり ➡誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり
 - IV プランの総合的な推進体制づくり ➡多様性を認め合う社会づくり（新規）※IVの推進体制は、計画書後半で章立てして入れることとし、新たに性の多様性の理解促進、人権の尊重意識を高めることを目指す「多様性を認め合う社会づくり」を追加しています。

各目標における変更点・重点

◆基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は、家庭や職場、地域などをはじめとするあらゆる場において、依然として存在することから、あらゆる機会を通じた啓発活動に努める必要があります。また、男女平等意識を育てていくためには、幼少期からの継続的な意識啓発が非常に重要です。

そのため、次期計画では大人を対象とした啓発活動だけでなく、**子どもを対象とした家庭や学校、地域生活などあらゆる場面での男女共同参画に関する学習機会の充実**に注力します。

◆基本目標Ⅱ 誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり

国や愛知県のプランにおいては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を重要項目と位置付けていることから、本市においても積極的に**政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進**する必要があります。

また、みよし市では、共働き世帯が国や愛知県よりも多い水準であるにも関わらず、共働き世帯においても家事などの負担が女性に偏っており、男性の家庭への参画が進んでいない現状があります。

そのため、子育て支援の充実や職場の理解などにより**男性の家庭参画を推進**するとともに、女性の就業支援を含めた**あらゆる分野での女性活躍を推進**し、男女ともに自分らしい生活を実現できる環境の整備を重点的に行います。

◆基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

★「男女共同参画の視点からの防災対策の推進」として防災に関する方針を

「2 地域活動における男女共同参画の推進」から移動させる

国の計画においても、防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進が“Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現”に位置づけられるなど、女性視点の防災や避難所等においての配慮が求められています。そこで、本プランにおいても、防災に関する方針を基本目標Ⅱから基本目標Ⅲに移動させます。

また、市民アンケートの結果からも、災害時における女性の視点を踏まえた取組へのニーズがみられました。これらの現状を踏まえ、女性の視点からの防災対策の充実を重点的に取り組みます。

◆基本目標Ⅳ プランの総合的な推進体制づくり

➡基本目標Ⅳ 多様性を認め合う社会づくり ※推進体制は計画書後半に章立てします

国では令和5年4月現在、LGBTなど性的少数者をめぐる理解増進法案の成立が議論される中、本市では令和4年10月より「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」をスタートさせました。

性的マイノリティの人たちが、周囲の人たちの差別や偏見などにより苦しむことがないように、**多様な性のあり方について理解を深め、互いに認め合うことができる社会の構築**に努める必要があります。

また、LGBTQ等の性に限らず、誰もが差別、偏見、その他不当な扱いを受けることなく、自分らしく生きられる社会をつくるために、**全ての人が自分事として人権意識を高めていく**必要があります。

そのため「多様性を認め合う社会づくり」を新たに基本目標Ⅳとして掲げます。

なお、プランの推進体制は、プラン内に掲げた施策を効果的かつ計画的に推進するためには、どうすべきかを記載するものであり、プラン内の体系とは一線を画するものであることから、同プランの体系内への位置づけから切り離し、『プランの内容』の後に『計画の推進体制』という章を設けて記述すべきと考えています。

7 今後の計画策定に係るスケジュール

令和5年度（2023年度）	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考
調整委員会							①● 7日									②●											③●										
審議会							①● 26日									②●												③●									
現状分析・整理 施策の体系化 見直しのポイント作成	→																																				
次期プラン・概要版原稿案作成										→																											
パブリックコメント実施																				→																	
パブリックコメントの整理、回答への助言・提案																						→															
次期プラン最終原稿案・概要版案作成																							→														
次期プラン・概要版の印刷																																		★			